

(第一面)

収入印紙又は証紙はり付け欄
(消印してはならない)

登 録 申 請 書

登録の種類	新規・更新・登録換え	※登録番号	国土交通大臣 登録第 号 知事
		※登録年月日	年 月 日

第 22 条第 1 項
 不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条第 3 項の規定による不動産鑑定業者の
 第 26 条第 1 項
 登 録の申請をします。
 登録換え

 年 月 日

 申請者の住所
 及び氏名

 地方整備局長
 北海道開発局長 殿
 知 事

ふりがな名称 又は商号	
----------------	--

登録申請者ふ りがな氏 名	
------------------	--

役員 の 氏 名 及 び 役 名

ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名

申請時の登録	国土交通大臣 登録第 号 (年 月 日登録) 知事
--------	--------------------------------

(第二面の備考を参照のこと)

(第二面)

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の ふりがな氏名
名称	所在地	
(主たる事務所)		
(従たる事務所)		
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

備考

- ※印欄は、記入しないこと。
- 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 不動産鑑定士である登録申請者が自ら実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 第 22 条第 1 項、第 22 条第 3 項、第 26 条第 1 項の文字のいずれか 2 つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。
- 「新規」及び「登録換え」で国土交通大臣の登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、第三面に登録免許税の領収証書をはり付けること。その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。

(第三面)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

別記様式第八(第三十条関係)

添付書類(イ) (法第 23 条第 2 項第 1 号)

不動産鑑定業経歴書

不動産鑑定業 の沿革	創業	年 月 日	
	組織等 の変更	年月	変更の概要

直前 5 年間の不動産鑑定業の概要

評価目的 / 評価の対象	売買		担保		補償		その他		計	
	件数	報酬 千円	件数	報酬 千円	件数	報酬 千円	件数	報酬 千円	件数	報酬 千円
土地	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
建物										
権利										
土地及び建物等										
その他										
計										

備 考

1. 評価の対象の「権利」欄には、土地又は建物に関する所有権以外の権利について行った不動産の鑑定評価について記載すること。
2. 評価の対象の「土地及び建物等」欄には、土地及び建物（これらに関する所有権以外の権利を含む。）について一体として行った不動産の鑑定評価について記載すること。
3. 評価の対象の「その他」欄には、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の外の不動産について、他人の求めに応じ報酬を得て行った評価等の行為について記載すること。

別記様式第九（第三十一条関係）（A4）

不動産鑑定業変更登録申請書

		※変更登録年月日	年 月 日
<p>不動産の鑑定評価に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、<u>下記</u>の事項について 変更登録の申請をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者の住所 及び氏名</p> <p>地方整備局長 北海道開発局長 殿 知事</p> <p>記</p>			
事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
登録番号	国土交通大臣 登録第 号 知事	登録年月日	年 月 日

備考 ※印欄には記入しないこと。

廃業等届出書

不動産の鑑定評価に関する法律第 29 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長

北海道開発局長 殿

知 事

届出者 住所

氏名

届出の理由	1. 廃止 2. 死亡 3. 破産 4. 合併による解散 5. 解散
登録番号	国土交通大臣 知事 登録 () 第 号
登録年月日	年 月 日
商号又は名称	
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由が生じた日	年 月 日
不動産鑑定業者と届出人との関係	1. 本人 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 元代表役員 5. 清算人

備考

- 「届出の理由」及び「不動産鑑定業者と届出人との関係」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 死亡の場合にあっては、「届出事由が生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。